

03 女性の活躍推進 女性社員の能力活用

概要 ▶ 女性の活躍推進に関する取組（「採用」「定着」「登用」）を進め、女性が仕事に意欲的に取り組めるような職場環境づくりをめざします。

メリット ▶ 優秀な人材確保・定着 社員のスキルアップ

実施内容 ▶ 1. 自社の女性の活躍に関する状況の把握・課題分析

採用者に占める女性比率、勤続年数の男女差、労働時間の状況、管理職に占める女性比率など

2. 状況把握・課題分析を踏まえた一般事業主行動計画の策定・社内周知・公表・届出

行動計画の内容：(a)計画期間（おおむね2年から5年）、(b)数値目標、(c)取組内容、(d)取組の実施時期

3. 女性の活躍に関する情報公表（女性労働者の割合、女性管理職の割合等）

4. 行動計画の実施・評価

女性の活躍推進に関する取組（「採用」「定着」「登用」）の実施状況等が優良な企業は、都道府県労働局への申請により厚生労働大臣の認定（えるぽし）を受けることができ、認定マークを自社商品等につけ、女性の活躍推進の取組をアピールすることができます。

えるぽし認定マーク



お問合せ ▶ 神奈川県労働局 雇用環境・均等部 指導課 TEL.045-211-7380



女性活躍加速化コース

女性活躍推進法に基づき、自社の女性の活躍に関する「数値目標」、「数値目標」の達成に向けた取組目標を盛り込んだ「一般事業主行動計画」を策定して、目標を達成した事業主に支給する助成金。

		1企業につき1回限り	常用労働者数300人以下	常用労働者数301人以上
加速化Aコース	数値目標の達成に向けた取組目標を達成した場合に支給	支給できる額	28.5万円<36万円>	対象外
加速化Nコース	数値目標の達成に向けた取組目標を達成したうえで、その数値目標を達成した場合に支給	支給できる額	28.5万円<36万円>	対象外
		女性管理職比率が基準値以上に上昇	47万5千円<60万円>	28.5万円<36万円>

【お問合せ】神奈川県労働局 雇用環境・均等部 企画課 TEL.045-211-7357

生産性要件を満たした場合は< >の額を支給



Break Time / 一般事業主行動計画

一般事業主行動計画の作成は、行動計画策定支援ツール(Excel)やモデル行動計画を活用することができます。

詳しくはこちら ▶ 行動計画策定支援ツール

募集中! ▶ かながわ女性の活躍応援サポーター



Break Time / くるみん・プラチナくるみん・トモニ

【くるみん・プラチナくるみん】
次世代育成支援対策推進法に基づき厚生労働大臣から認定を受けたことを対外的に明らかにするマークです。



【トモニ】
仕事と介護を両立できる環境の整備促進のための登録制度のシンボルマークです。



※いずれも社員の募集・採用の際に、募集要項、会社案内、企業のホームページ等にマークを掲載し、企業の取組のアピールが可能

04 若者の雇用推進 若者の活躍に向けた支援・環境整備

概要 ▶ 若者の採用・育成を積極的にすすめて、若者が仕事に意欲的に取り組めるような職場環境づくりをめざします。

メリット ▶ 優秀な人材確保・定着 社員のスキルアップ

実施内容 ▶ 1. 「人材育成方針」「教育訓練計画」の策定

2. 働きやすい職場環境の整備

・有給休暇取得促進 ・時間外労働の抑制など



若者の採用・育成に積極的に、若者の雇用管理の状況が優良な中小企業※を、厚生労働大臣が「ユースエール認定企業」として認定しています。

※常時雇用する労働者が300人以下の事業主

詳しくはこちら▼

ユースエール認定制度



お問合せ ▶ 神奈川県労働局 職業安定部 職業安定課 若年対策係 TEL.045-650-2800(代)



若者の採用・育成を支援する関係助成金の加算措置

ユースエール認定企業になると、若者の採用・育成を支援する助成金について、下記の加算措置が受けられます。

キャリアアップ助成金	35歳未満の有期契約労働者などを正規雇用へ転換	一人あたり最大12万円加算
人材開発支援助成金	「特定訓練コース」を活用した場合	経費助成率60%→75%
トライアル雇用助成金	35歳未満の対象者に対しトライアル雇用を実施	月額最大4万円→5万円を支給(最長3カ月間)
特定求職者雇用開発助成金(3年以内既卒者等採用定着コース)	既卒者等が応募可能な新卒求人の申込みまたは募集を新たに行い、新卒枠で採用後一定期間定着させた場合	一人あたり10万円加算

【お問合せ】神奈川県労働局 職業対策課 神奈川助成金センター TEL.045-650-2801(代)

05 育児と仕事の両立支援 両立支援策の充実・活用

概要 ▶ 育児のために制約のある社員について、離職せずに就業継続でき、仕事に意欲的に取り組めるような職場環境や働き方をめざします。

参考 ▶ かながわ子育て応援団



メリット ▶ 優秀な人材確保・定着 社員のワーク・ライフ・バランスの向上 生産性向上

実施内容 ▶ 妊娠・出産による離職を防止するための3つのステップ

【ステップ1】
制度の導入(就業規則への規定化)・周知
妊娠～出産期 妊娠報告、休業前の面談を実施
休業期間 情報提供、復職前の面談実施
出産時 出産休暇(配偶者を含む)
復職後 在宅勤務制度、時間・半日単位の有休取得制度、制度の周知

【ステップ2】
制度対象者に対する支援
・制度対象者・上司・人事担当者の三者面談により制度対象者の復職希望の確認
・復帰1～2か月前、復帰2か月後に実施

【ステップ3】
職場マネジメントとしての育休復帰支援プラン策定
・職場の状況と、制度対象者の業務の状況を踏まえて育休復帰支援プラン策定
詳しくはこちら▼
育休復帰支援プラン



育児休業等支援コース

育休復帰支援プランを作成し、プランに沿って育児休業を取得、職場復帰させた中小企業事業主に支給

育休取得時	28.5万円<36万円>
職場復帰時	28.5万円<36万円>
職場支援加算	19万円<24万円> ※職場復帰時に加算して支給

【お問合せ】神奈川県労働局 雇用環境・均等部 企画課 TEL.045-211-7357

生産性要件を満たした場合は< >の額を支給